

## 農林水産部総合評価落札方式改定概要

○適用年月日：令和5年（2023年）6月1日以降の入札公告から適用

### 主な改定内容

#### 1. 評価の形式の追加

##### (1) 担い手育成型（試行）N型

経験の少ない技術者でも受注できるように、配置予定技術者の実績に基づく項目の評価を行わない担い手育成型を試行します。当面は比較的技術的難易度の低い工事に限って実施します。ただし、簡易型Ⅰ及び簡易型Ⅱのみに適用します。

本型式は制度の効果や課題を検証するための試行としており、技術的難易度の低い全ての工事ではなく各地域振興局ごとに一定数に留めることとします。

#### 2. 企業の評価の改定

##### (1) 週休2日の取り組み

今回の改定で、4週8休以上「週休2日（現場閉所型）（現場閉所率28.5%以上）」又は「週休2日（交替制）（平均休日率28.5%以上）」いずれかに取り組む場合に評価する項目を設定します。

##### (2) ICT施工の取り組み（試行）

「受注者希望型」のICT活用工事を施工する場合に評価する項目を設定します。

本評価項目は制度の効果や課題を検証するための試行としており、ICT施工「受注者希望型」に取り組む全ての工事では実施するものではありません。

##### (3) 球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数（土木一式工事のみ）

上記工事を元請けとして受注契約し、予定価格が3,000万円以上の「土木一式工事」の総工事件数を評価する項目を設定します。

### 3. 事前登録制度

#### (1) 事前登録項目の追加

球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数を追加

### 4. 削除項目

#### (1) 企業の評価における地域貢献活動の特例

地域貢献活動における活動 No. 5、No7（いわゆるボランティア活動）については、「令和元年度の活動実績があり、主催者が新型コロナウイルス蔓延防止のため、令和2年度、あるいは令和2年度及び令和3年度に活動を開催しなかったことを証明した場合は、令和2年度及び令和3年度に継続した活動実績がなくても特例として2年間継続して活動したものとみなす」

今回の改定で特例措置を廃止します。

以上